


No. 417

エルサルバドル国
看護教育強化プロジェクト
事前調査団報告書

平成8年4月

JICA LIBRARY



J 1136161 [5]

国際協力事業団
医療協力部

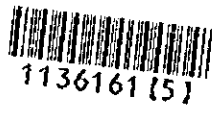
609
929
MCN
LIBRARY

医療
JICA
9616

エル・サルヴァドル国
看護教育強化プロジェクト
事前調査団報告書

平成8年4月

国際協力事業団
医療協力部



1136161 (5)

序 文

エル・サルヴァドル国は、1980年から12年間続いた内戦が終結し、現在国を挙げて国家再建に取り組んでいるところです。政府は国家開発計画を策定し、社会、経済の復興を目指していますが、中でも、保健・医療分野を重点項目に挙げ、まず、内戦で疲弊した国民の健康状態を改善することを急務としています。

看護教育に関しては、内戦中、全ての看護学校が閉鎖され、看護婦の育成は停止されたため、現在看護婦の数と技術は内戦前の水準にも程遠く、各医療機関では有能な看護婦の不足が続いています。

今般、エル・サルヴァドル国政府は看護婦の質と量の向上と育成を図るべく、隣国ホンデュラス国で看護教育強化プロジェクトを実施し、既に本分野で実績のある我が国に対しプロジェクト方式技術協力を要請してきました。

この要請を受けて、国際協力事業団は1996年3月5日から3月18日まで、東京大学医学部健康科学・看護学科基礎看護学講座教授矢野正子氏を団長として、本要請の背景、内容及び先方の実施体制等を調査し、本件協力の実施可能性を検討すべく事前調査団を派遣しました。

本報告書は、上記調査団の調査結果を取り纏めたものです。ここに、本調査にご協力を頂きました関係者の皆様方に心から感謝いたしますとともに、本プロジェクトが実施の運びとなりました際には、更なるご指導及びご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成8年4月

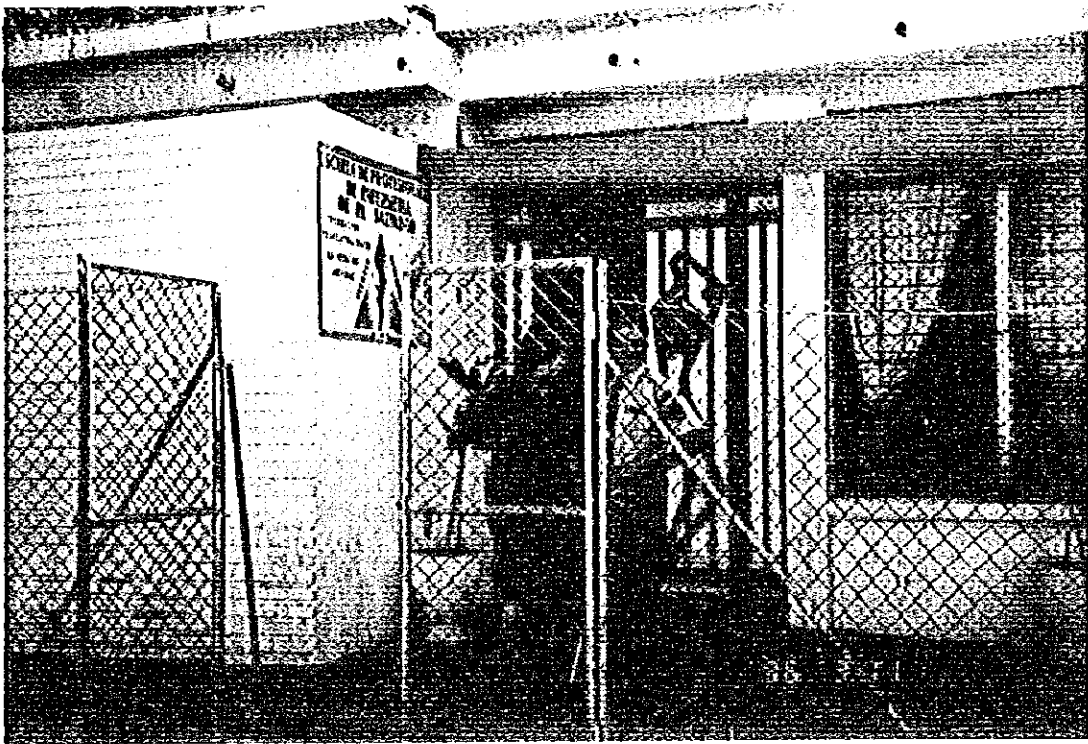
国際協力事業団
理事 小澤大二



厚生福祉省内での打合せ



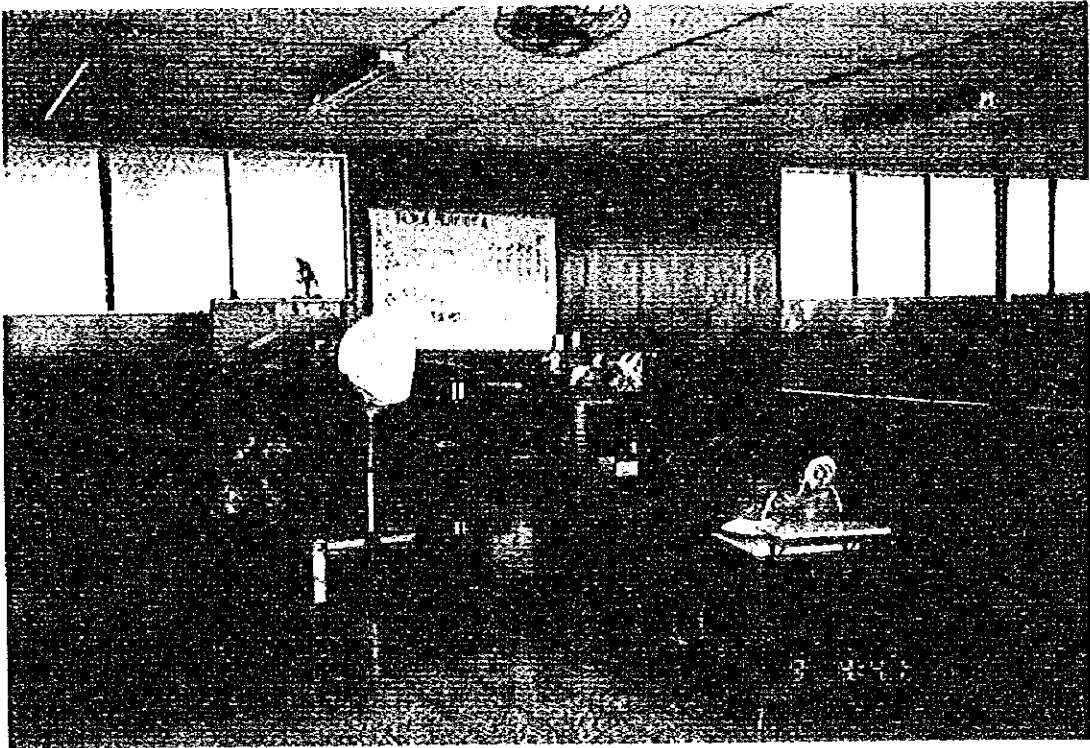
厚生福祉次官表敬（右から小川団員、二戸団員、デ・ガメロ次官、矢野団長、松本団員）



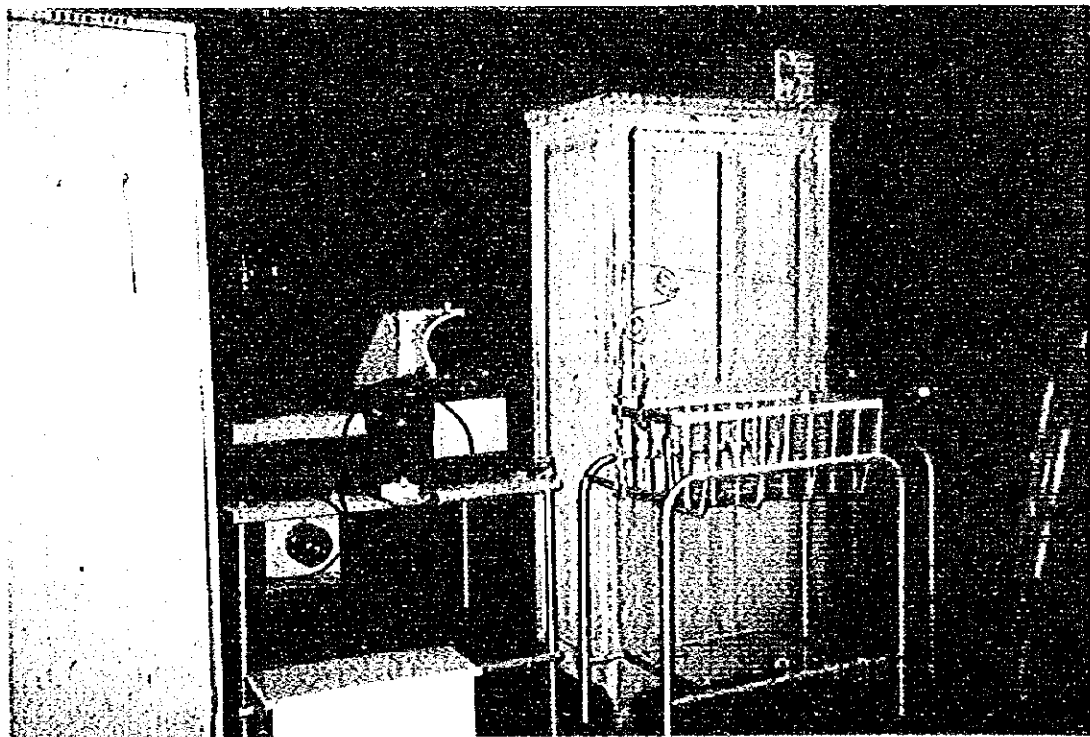
サン・サルヴァドル看護学校



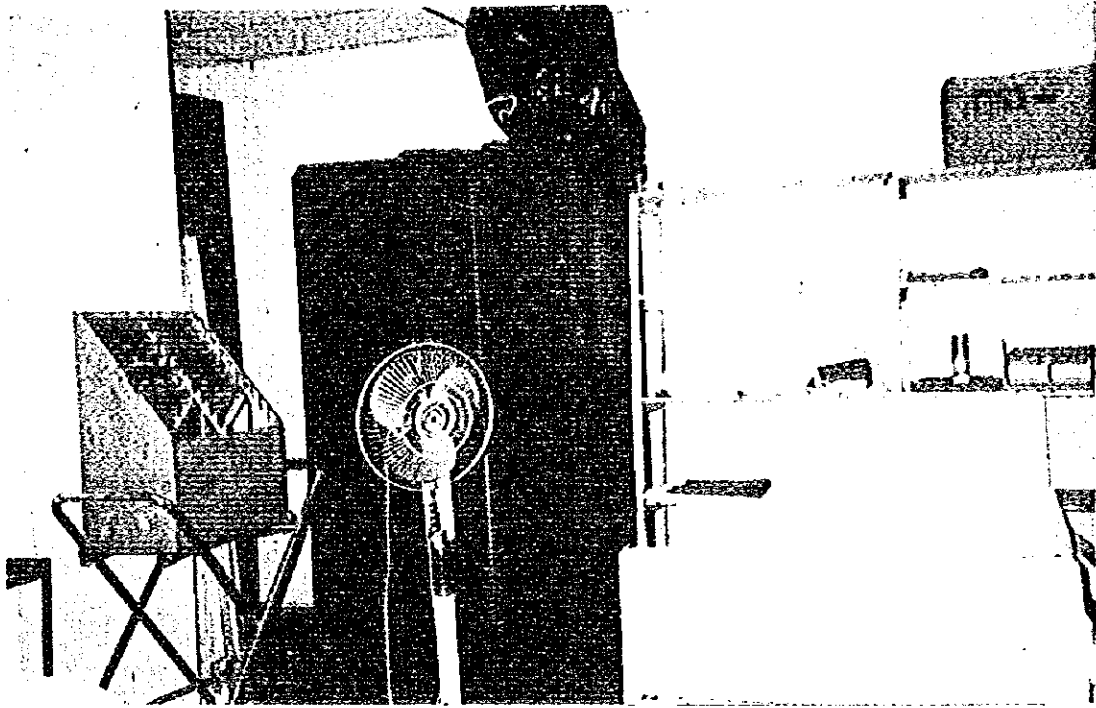
サン・サルヴァドル看護学校生徒



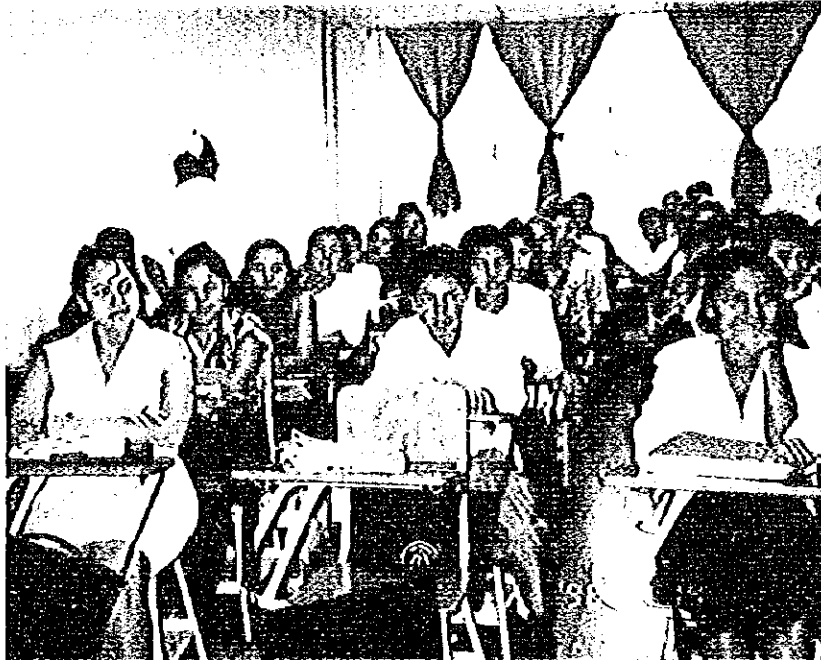
サンタ・アナ看護学校内部



サンタ・アナ看護学校内備品



サン・ミゲル看護学校の備品



サン・ミゲル看護学校生徒

目 次

序 文
写 真
地 図

1. 事前調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯	1
1-2 調査団の目的及び内容	1
1-3 調査団の構成	2
1-4 調査日程	3
1-5 協議の概要	4
1-6 主要面談者	6
2. 調査結果の概要	8
2-1 エル・サルヴァドルの動向	8
2-2 厚生省による看護婦養成の経緯	8
2-3 看護教育の現況	9
2-4 SODEPROE の実情	13
2-5 関連機関等の概要	14
2-6 内戦の教育への影響	16
2-7 生活環境及び治安状況	17
2-8 他国の協力状況	17
3. プロジェクト実施上の提言	18

附属資料

① 団長レター (英文)	21
② 厚生省と SODEPROE の業務委託契約書 (西文及び翻訳文)	23
③ 厚生福祉省管轄の医療施設 (1994)	30
④ 全国公・私立病院数及びベッド数 (1993)	31
⑤ 地域別医師及び看護婦数	32
⑥ 公・私立の医療機関に従事する年齢別看護婦数 (1994)	33
⑦ 准看護学校及びコースに対する国際機関の援助状況 (1990-1994)	34
⑧ 地域別私立看護学校生徒数	35

収集資料

(JICA医療協力部保管)

- ① PLAN NACIONAL DE SALUD 1994年-1999年
(国家医療計画 1994年-1999年)
- ② POLITICA NACIONAL DE FORMACION Y UTILIZACION DE RECURSOS
HUMANOS DE ENFERMERIA
(看護人材育成配置計画)
- ③ PERFIL OCUPACIONAL DE LA ENFERMERA
(看護婦職務概要)
- ④ SALUD PUBLICA EN CIFRAS 1991
公衆衛生統計 1991年度
- ⑤ SALUD PUBLICA EN CIFRAS 1993
公衆衛生統計 1993年度
- ⑥ SODEPROE 定款
- ⑦ SODEPROE 職員職務別給与表
- ⑧ SODEPROE 3校人件費別予算額
- ⑨ SODEPROE 3校備品インベントリー

1. 事前調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯

エル・サルヴァドル共和国（以下、エル・サルヴァドルと略す）は、1980年から1992年まで続いた内戦のため、国家は社会経済的に疲弊したが、1992年以降、外国援助による復興計画及び逃避資金の還流により、経済的には立ち直りつつある。1994年の世銀資料によれば、人口540万人、1人当たりのGNP1,170USドルの低位中所得国であり、国連開発計画の人間開発指標においては中位開発状況国として位置付けられている。

しかし、保健・医療体制の整備は大きく遅れており、特に貧困層においては、妊婦、乳児の死亡率は依然高く、0～5歳の乳幼児の死亡率は、1,000人当たり84人に達しており、予防接種時の事故等の初歩的な問題も多発している状況にある。

このため、エル・サルヴァドル政府は、国家経済社会開発計画の中で保健医療分野を重点項目とし、国民の健康状態の改善、医療システム対応能力の改善、保健医療機関の活性化及び医療従事者の適正配置の促進を掲げた。その具体的な対策として、有能な看護婦と准看護婦の養成を急務とし、看護婦の質及び量の向上と育成を図るべく、1994年我が国に対して、プロジェクト方式技術協力を要請してきた。先方より要請された協力分野は、看護教育技術、カリキュラム作成、教育管理、保健、栄養である。

しかしながら、昨年12月、エル・サルヴァドルの厚生福祉大臣より日本大使宛に突然、本プロジェクトの要請を取り下げたい旨の書簡が提出された。理由は、現在の省の政策は人材養成を最優先課題としないとなっていたが、正確な理由は不明であった。

その後、外務省からは本プロジェクトの実施を望む旨の口上書が大使宛に提出されたため、急きよ事前調査団を派遣した。

1-2 調査団の目的及び内容

(1) 目的

- 1) 上記背景を踏まえて、今回調査団は厚生福祉省側の中止理由等政策転換の実情を把握した上で本プロジェクトの実施意義及び可能性、また実施する場合相手側の実施主体を明確にする。
- 2) エル・サルヴァドルの医療体制整備状況及び看護教育に関する行政、組織、教育内容について実態調査する。
- 3) 本プロジェクトの実施主体が明確にされた上で、プロジェクトの詳細を協議するとともに、先方の実施体制を確認する。また、協力実施サイトとなることが想定される、国立看護婦養成学校及び准看護婦養成学校の施設及びカウンターパート配置状況の確認を行う。
- 4) エル・サルヴァドルにとって、内戦後最初のプロジェクト方式技術協力になることから、専門家の生活環境条件等、治安状況も合わせて調査する。

(2) 調査内容

- 1) 長期保健計画、保健・医療体制、予算、疾病状況等
- 2) プロジェクト実施サイトの現状、施設、教育カリキュラム等国立看護婦養成学校及び准看護婦養成学校

3) 本プロジェクト協力の先方基本計画

①協力の方針、目的

②協力計画（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与）

4) 他国の協力状況

5) 専門家の生活環境

6) その他

1-3 調査団の構成

	担当	氏名	所属
団長	総括	矢野正子	東京大学医学部健康科学・看護学科基礎看護学講座教授
団員	看護行政	二戸セツ	埼玉県川越保健所次長兼保健婦課長
団員	看護教育	小川正子	元JICA看護教育専門家
団員	協力企画	松本征吾	国際協力事業団医療協力部医療協力第二課職員

1-5 協議の概要

3月6日(水) 20:30 ~ 個別派遣布施幸秀専門家と打合せ

布施専門家は、現在、エル・サルヴァドル外務省国際協力課に派遣されている唯一人の個別専門家である。同専門家と調査日程の打合せを行った後、当国の看護教育に関する説明を受けた。この時点で、厚生省は看護教育を、昨年10月から SODEPROE という民間団体に業務委託したことが判明した。

7日(木) 9:30 ~ 大使館表敬： 石原大使及び古尾谷書記官

石原大使から、エル・サルヴァドル政府は現在、内戦後の財政難のため、公共機関の合理化を進めており、機構改革による人員削減を行っている。中でも公共事業省、厚生省及び教育省が対象になっている。また、軍人の削減、警察の解体等により失業者が急増して社会問題化していること等エル・サルヴァドルの現況説明を受けた。

公共機関の合理化は、厚生省の人材育成局の廃止につながり、今回のプロジェクト要請取り下げの直接の原因になったことが、後でわかった。

11:00 ~ 外務省表敬： デ・レンドン外務次官

次官は女性で、歯科医の夫が日本に留学した際、同行して、日本で生活した経験があり親日家である。本人は本プロジェクトが始まるのを心から願っており、そのため外務省としてできることがあれば何でも協力したい旨挨拶された。

13:30 ~ 厚生福祉省打合せ

厚生省の国際協力課、企画課、看護課及び環境課の職員と SODEPROE の職員と合わせて10名集まっていた。調査団側から今回調査の目的及び JICA のプロジェクト方式技術協力の仕組み(専門家派遣、研修員受入れ、機材供与等)を説明し、厚生省側から組織の説明、SODEPROE の説明を受けた。また、各看護学校の調査日程の打合せも併せて行った。

15:00 ~ デ・ガメロ厚生福祉次官表敬

厚生省内での打合せの途中厚生福祉次官を表敬した。次官に調査団側から今回調査の目的と JICA のプロジェクト方式技術協力の仕組みを説明すると、本プロジェクトがうまくまとまれば議事録に署名するし、厚生省としても是非協力したい旨コメントした。

8日(金) 9:00 ~ 現地調査(サンタ・アナ看護婦養成学校)

サンタ・アナはサン・サルヴァドルの北東66キロメートル、車で約1時間のところである。看護学校は、内戦以前からの施設をそのまま引き継いでおり、調査した3校の中では、一番立派であった。

9日(土) 資料整理

協力隊員副島典子看護婦より配属先の国立ロサレス病院及び看護婦の実態を聴取

10日(日) 資料整理

協力隊員青柳良恵看護婦より配属先のベンジャミン・ブルーム小児病院及び看護婦の実態を聴取

11日(月) 9:00～ 現地調査(サン・サルヴァドル看護婦養成学校)

旧保健センターを利用した学校で、市内にあり、道路に面しているので騒音がひどい。狭い校舎に生徒がひしめいており、環境、施設とも劣悪な状態で勉強している。SODEPROEの事務所も兼用している。

12:00～ 看護婦協会訪問

本協会は看護婦の親睦、質の向上及び待遇改善のため幅広い活動を行っている。協会会長から、本プロジェクトはエル・サルヴァドルの看護教育の向上のため有意義なもので、プロジェクトが始まることを期待しており、始まれば協会としてもぜひ協力したい旨挨拶された(詳細本文参照)。

14:30～ 厚生省打合せ

3月7日に厚生省で打合せた時と同じ予防医療部の職員が再度集まったため、今度は、プロジェクトの具体的な内容について話を詰めたいので、話のわかる責任者の出席を求めたところ、予防医療部長とのことであった。しかし、部長は不在であったため、会議は翌日に延期された。また、できれば厚生大臣に表敬したい旨申し入れた。

16:30～ ベンジャミン・ブルーム小児病院調査(詳細本文参照)

12日(火) 14:00～ 国立衛生研究所視察

内戦前は、サン・サルヴァドル看護婦養成学校であった。戦争中、看護教育は中断され、1986年の大地震で大分被害を受けた。現在は修復され国立衛生研究所として使用されている。建物の外見、内部は非常に立派で、当時の看護教育のレベルの高さを窺わせる。

15:30～ 厚生省打合せ

予防医療課長 Dra. Dyna Angelica Navarro

今回は、責任者として予防医療課長が出てきたのでJICAのプロジェクト協力のスキームを説明し、同時にエル・サルヴァドル側が果たすべき責任(事務所の提供、カウンターパートの配置、予算の手配等)もあることを説明した。課長は一応、納得したが、儀礼的にも思えたので、できれば、この際最高責任者としての厚生大臣にも依頼しておくことが必要と表敬を申し入れた。14日(木)の午前中なら可能性があるとのことであった。

13日(水) 11:00～ 現地調査(サン・ミゲル看護婦養成学校)

サン・ミゲルは西部地区の中心地であり、サン・サルヴァドルから141キロメートル、車で約3時間。道路状態は良い。内戦中はグリラの本拠地で激戦が続いた地域であるが現在は落ち着いている。

当地の看護婦養成学校もサン・ミゲルの病院に併設されており、施設はまずまずであった（詳細は本文参照）。

14日（木） 8:30 ～ 厚生省打合せ

予防医療課長 Dra. Dyna Angelica Navarro

厚生大臣との表敬を期待したが、結局表敬できなかつた。通常の事前調査の場合は、調査の結果を踏まえて、実施協議調査団の派遣を前提に、議事録（ミニッツ）を取り交わすところ、今回は、厚生省が看護教育を民営委託する等予期せぬ事態があり、即、実施につながるためには不確定要素が多く、本調査結果を基に日本で検討したいので、議事録ではなく、厚生大臣宛の団長レターを残したい旨課長に説明し了解してもらった。

10:00 ～ 国立ロサレス病院調査（詳細は本文参照）

午後 ～ 団内打合せ

15日（金） 10:00 ～ 青年海外協力隊事務所表敬 山際調整員

団長レター作成（別添附属資料参照）

山際調整員は、協力隊員の経験を含めエル・サルヴァドルの経験が長く、任国事情、生活環境、治安状況等聞き取りし、非常に参考になった（2-5（4）参照）。

19:00 ～ 大使への報告

調査団の送別会の席上、大使に調査の結果報告と厚生大臣宛の団長レターの内容を説明した。大使は、今回の調査が即、実施につながらなくとも、将来、必ず役立つ時があるよう希望すると話された。

1-6 主要面談者

(1) 日本側

在エル・サルヴァドル日本大使館

石原 重孝 大使

古尾谷 清 書記官

久恒 修一 職員

個別派遣専門家 布施 幸秀（開発計画）

青年海外協力隊エル・サルヴァドル調整員事務所

山際 秀夫 所長

副島 典子 協力隊員

青柳 良恵 "

(2) エル・サルヴァドル側

エル・サルヴァドル外務省

Maria Teresa O. de Rendon 次官

厚生福祉省

Dra. Ana Maria Alfaro de Gamero 次官

予防医療課 Dra. Dyna Angelica Navarro 課長

看護係 Lic. Elena Reys de Guzman

Maria Consuelo Obario de Elias

国際協力課 Lic. Rosa Elena Hernandez

Dra. Emirita de Brizmla

企画課 Fernando Arturo Vergara

医師課 Dr. Linares Odilio Alcides

衛生研究所 Dr. Jaime A. Soundy Call 所長

看護婦協会 Gloria del C. Amaya 会長

SODEPROE Zoila Marina Torres de Guadron 会長

Celina Dolores Venture サン・サルヴァドル校校長

Lilian Posada de Ayala サンタ・アナ校校長

Marta de Castillo サン・ミゲル校校長

2. 調査の概要

2-1 エル・サルヴァドルの動向

1992年政府・ゲリラ間で和平合意の調印が行われ、12年間に及ぶ内戦に終止符が打たれた。

1994年6月からのカルデロン政権は、前政権同様、国連が示した民主化への課題の100%履行に取り組んでいる。国家警察の解体と国家文民警察の新設、軍事組織6万人体制から50%以上の大幅削減、元戦闘員等に対する土地分譲(83%完了)、選挙改革、司法改革等である。また、戦後の復興に重点を置き、一次産業・輸出産業の育成と促進等の活性化に力を注ぐ一方、広く海外からの協力を得て道路・橋・学校・港湾の建設に取りかかっている。これらと平行して教育・医療分野の改革と開発にも力を注いでいる。

更に、国家機構近代化の改革に基づき、政府機関の縮小・人員の削減・国営企業の民営化を実施している。例えば、企画調整省(MIPLAN)が廃省となり、水道局(ANDA)・港湾局(CEPA)等のサービス部門や国営銀行・教育省・厚生省の一部民営化、電電公社(ANTEL)・電力公社(CEL)の売却が行われた。

これらの近代化による政府職員の削減で約1万5,000人が解雇され、約2万5,000人といわれている退役軍人やFMLN(ファラブンド・マルチ民族解放戦線)の解体により約1万人が職を失った。このような失業者に加え、MARASと呼ばれる不良グループによる一般犯罪が増加しており、戦後の後遺症とみられる混乱が続いている状況である。

経済成長率は、クリスティアン前政権による中・短期調整プログラムにより、過去12年間にみられなかった3.4%という成長率を達成した。その後も、1991年には3.5%、1992年には4.6%と順調に伸び、1995年中央銀行の報告によれば、成長率6%、インフレ率11.5%、輸出伸び率35%とのことである。

2-2 厚生省による看護婦養成の経緯

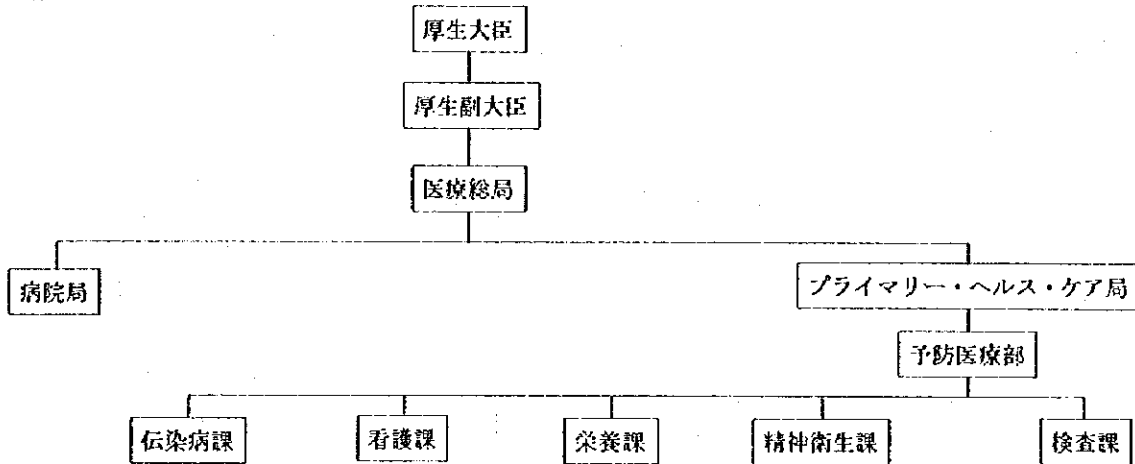
1926年国立サン・サルヴァドル看護婦養成校が創設され、1950年には国立サンタ・アナ看護婦養成校、1957年に国内5カ所において准看護婦養成が開始された。更に、1982年に国立サン・ミゲル校において看護婦養成が行われた。

しかし、1979年以降の内戦により、1985年には各学校において入学を停止した。したがって、これ以降、看護婦の養成は国立大学薬学部看護学科と私立の看護婦・准看護婦養成校でのみ行われていたが、養成数が医療機関の需要数を満たさないこと、また、大学や私学の教育の質が低かったこともあり、1989年国立サン・サルヴァドル准看護婦養成校が再開された。そして、1992年の内戦終了後、国立サンタ・アナ看護婦養成校、国立サン・ミゲル及び国立ソン・ソナテ准看護婦養成校が再開された。

1994年厚生省は、「国家機構の近代化」の国策のもとに政府職員の削減を図るため人材養成局を廃止し、看護婦の養成を民営化することにした。そして、1995年10月13日SODEPROEとの間に2年間の契約を結び、看護教育を委託した。現在、厚生省看護課がSODEPROEに委託した養成校3校と私立の養成校9校の指導・監督を行っている。学校の設置基準等に関する規定は、1991年発足した教育省との合同委員会にて作成中である。完成後は、その基準に沿って指導していくとのことである。

厚生省組織図

(現在も組織改革継続中)



1996年現在

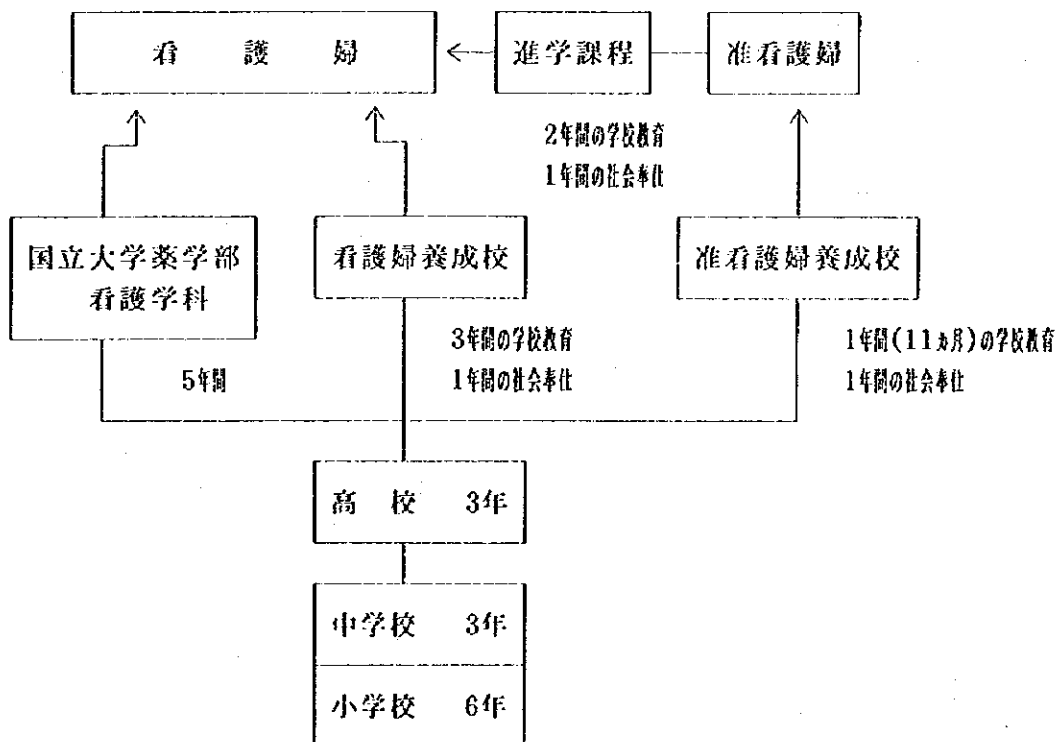
看護婦数・・・1,625名

准看護婦数・・・3,030名

2-3 看護教育の現況

当国における看護婦教育は、国立エル・サルヴァドル大学薬学部看護学科が学士看護婦を、SODEPROEによる3校と私立学校9校が看護婦及び准看護婦を養成している。

(1) 看護教育制度



(2) 教師・学生数及び授業料

1) 国立大学薬学部看護学科

常勤の教師は1名のみ、他は非常勤講師とのこと。学生数約70名。

2) SODEPROE 経営の看護婦・准看護婦養成校

学校名	教師数	看護学生数	准看護学生数	授業料
ソウ・サカダニ校	校長1名、副校長1名 教員9名	1年生 65名 進学課程100名	103名	a. 看護婦課程 月360コロン(但し、ソウ・アサ の2・3年生は、厚生省 との契約により月に 125コロンとする)
ソウ・アサ校	校長1名、副校長1名 教員10名	1年生 57名 2年生 57名 3年生 60名	105名	
ソウ・ミガシ校	校長1名、コーディネーター1 名、教員3名	1年生 69名	169名	b. 准看護婦課程 月310コロン

3) 私立の看護婦・准看護婦養成校

9校あるが、専任はそのほとんどが1名のオーナー(医師、看護婦など)のみである。臨床実習の時間は少なく、臨床側に指導者を配置することもほとんどなく、教育計画もないままに指導されているとのことである。

授業料は、月に460コロン、その他学生負担としてキャップ代100コロンや制服・実習用備品として2,500コロンが必要である。(注:1USドル=8.8コロン)

(3) 運営予算(SODEPROE 経営の養成校のみ)

1995年度厚生省の予算は186万4,430コロン(職員の給与含む)であったが、1996年度からはSODEPROEが学校運営することになり、学生からの授業料のみが運営予算となり、学校ごとに予算を組んでいる。

1996年度予算運営計画(案)

(単位:コロン)

学校名	収 入	支 出	差 額
ソウ・サカダニ校	授業料 1,095,960	職員給与 745,521 諸経費 100,000 図書購入 90,000 器材購入 81,439	79,000
ソウ・アサ校	授業料 700,740	職員給与 761,644 諸経費 120,000 図書購入 50,000	△230,904
ソウ・ミガシ校	授業料 922,440	職員給与 318,629 諸経費 200,000 図書購入 100,000 器材購入 150,000 土地への投資 200,000	△46,189

(4) カリキュラム (SODEPROE 経営の養成校のみ、3校共通)

1) 看護婦課程

1 学 年		2 学 年	3 学 年	
専 門 基 礎 科 目	心理学	50時間	産婦人科学	看護倫理 患者への接近法 産婦人科学Ⅱ 小児科学 小児疾患看護 診察法 精神科疾患看護 麻薬患者の看護 幼稚園実習 精神科実習 管理実習
	社会学	50時間	内科・外科学Ⅱ	
	コミュニケーション理論	20時間	耳鼻科	
	教育法	40時間	消化器	
	調査研究法	40時間	整形外科	
	哲学(導入)	20時間	手術室看護 (含.縫合の技術)	
	倫理学	30時間	地域実習	
	医学統計	40時間	産婦人科実習	
	英語	40時間	手術室実習	
	看護史	10時間		
	生化学	50時間		
	微生物・寄生虫学	40時間		
	解剖・生理学	80時間		
	栄養学Ⅰ	35時間		
	薬理学	40時間		
	基礎看護学	200時間		
	地域看護学	46時間		
	臨床実習(基礎看護)	420時間		
	・内科・外科看護実習のオリテイ	(60時間)		
	・内科基礎看護学	(180時間)		
・外科基礎看護学	(180時間)			

2) 准看護婦課程

科 目	時 間
哲学・倫理学	20時間
コミュニケーション理論	20時間
社会保障	20時間
英語	20時間
内科・外科看護	245時間
母性看護	62時間
小児看護	42時間
地域看護	65時間
臨床実習	951時間
・内科・外科看護	(348時間)
・母性看護	(200時間)
・小児看護	(163時間)
・地域看護	(240時間)

総時間 1,445時間
 ・理論・・・494時間
 ・実習・・・951時間

(5) 養成校の施設及び設備 (SODEPROE 経営の養成校のみ)

1) 学校施設

① サン・サルヴァドル校

1986年の地震により国立ロサレス病院敷地内にあった養成校は倒壊し、1989年の准看護婦養成校再開時には、サン・サルヴァドル市内の保健センターの建物に移っている。

教職員室2、教室3、実習室2、他グループ・ワーク用の場所1つがある。全ての部屋は非常に狭く、学生同士が触れ合いそうになって授業を受けている。騒音もひどく、時に教師の説明が聞き取れない程である。また、部屋の仕切りの上部が開いているため、他の教室の教師の説明が聞こえることがある。実習室とは名ばかりで、ベッド1台と床頭台1、いす1があるのみの非常に狭い部屋である。道路に面した金網で囲ったテラスも学習用に使われている。

一番の問題は、来年になると看護婦課程に新1年生が入学してくることである。今ある教室は、全て使用されており、教室と成り得る他の部屋がないこと。また、トイレも現在の学生数168名に対し2つしかないことである。

② サンタ・アナ校

国立サンタ・アナ病院の敷地内にあり、一部3階建てである。校長室1、教職員室2、教室4、実習室2、図書室1、他講堂・食堂・運動場・休憩室等がある。

各部屋の広さも十分にあり、騒音もなく、緑も多く施設面の教育環境としては良い。

③ サン・ミゲル校

国立サン・ミゲル病院の敷地内にあり、教職員室2、教室3、実習室1、保健室・休息室1がある。広さは十分とはいえないが、一応教育はできるものである。しかし、1998年看護婦課程に3学年全て入ると教室が1つ不足する。

2) 教育設備

3校とも、厚生省時代のものを1995年12月、厚生省より借りて使用している。借りた備品リストの内容のほとんどが学習机・いす・黒板・棚・事務用品等であり、看護実習用品等はほとんどないに等しく、わずかな看護技術のデモンストレーションができるのみといった状況である。また、物品はあるが使用できないものが多い。

図書類に関しては、3校とも全くないといえる(あっても古すぎて使用できない)。サンタ・アナ看護婦養成校については、看護婦養成を厚生省からSODEPROEに委託する際、それまで学校が管理していた全ての図書を隣接している国立サンタ・アナ病院へ移管したとのことである。

OHPは3校とも古いものではあるが使用でき、TPシート教材を用いての教授法を行える状況である。他の視聴覚機器はない。

2-4 SODEPROE の実情

Sociedad de Profesionales Enfermeria de El Salvador SA de CV

(1) 創設の経緯

内戦時、厚生省は人材育成局で行っていた看護婦・准看護婦養成校を閉鎖した。その間に、私立の養成校にて教育されたレベルの低い看護婦約 600 名と准看護婦約 800 名が卒業した（1985 年入学停止～1992 年）。

厚生省の元看護教師達は、この現状を憂い看護の将来に不安を感じ、何とかしなければと検討を重ねたとのことである。そこで、国の政策として削減の対象となった元厚生省の看護教師達で作成した看護婦養成計画を厚生省に提出した。それが受理され SODEPROE が創設された。

この創設に関わった 20 人のメンバーが資金を出し、2 万 3,000 コロンの資本金で、1995 年 6 月看護婦の再教育を開始し、同年 10 月 13 日に厚生省と看護婦養成委託契約を結び、1996 年 1 月より 3 校 6 コースの看護婦・准看護婦の養成をスタートさせた。

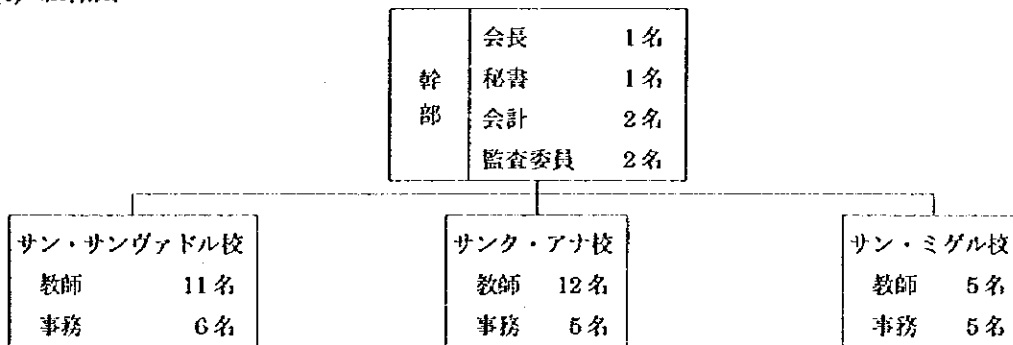
(2) 性格

Sociedad de Profesionales Enfermeria de El Salvador SA de CV との名称から株式会社という名目になってはいるが、資本金を出した 20 人の SODEPROE の看護教師達に株主という意識は全くない。また、現在の経営は赤字だが、将来学生数の増加により考えられる運営資金の増加についても、学校の運営を充実させるための設備投資も考えなければならないとのことである。

これらの事実や厚生省との業務委託契約（附属資料②）の内容から判断すると、SODEPROE 経営の学校は一口に民営化されたといっても、政府が所有権を保持し、運営権のみが契約によって SODEPROE に付与されたものである。SODEPROE は国の所有している施設をリース契約で借りて運営を行っていること、また固定資産への投資を行う必要があることから、本件の民営化は政府と SODEPROE とのコンセッション契約 (concession) に基づく運営権のみの民営化として理解できる。

現在 SODEPROE がこの契約に基づく事業のみ行っている限り、民間といっても俗にいう私学（学校法人等）というものでなく、一種の公益法人と考えられる。

(3) 組織図



事務所はサン・サルヴァドル看護婦養成校の一隅にあり、メンバーは看護教師と事務職員の計 50 名より構成されている。

(4) 厚生省及び看護婦協会との関係

1) 厚生省との関係

厚生省は建物、教育備品、実習教材等の貸与及び実習場所の提供をする。また、厚生大臣名での卒業証書の授与を行っている。更に、厚生省看護課の指導・監督下にある。2年間の契約終了後については、厚生省・SODEPROEとも契約の継続を望んでおり、将来学生数の増加に伴う教室不足についても、厚生省所管の建物の一部を提供したいと予防医療部長は言っていた。

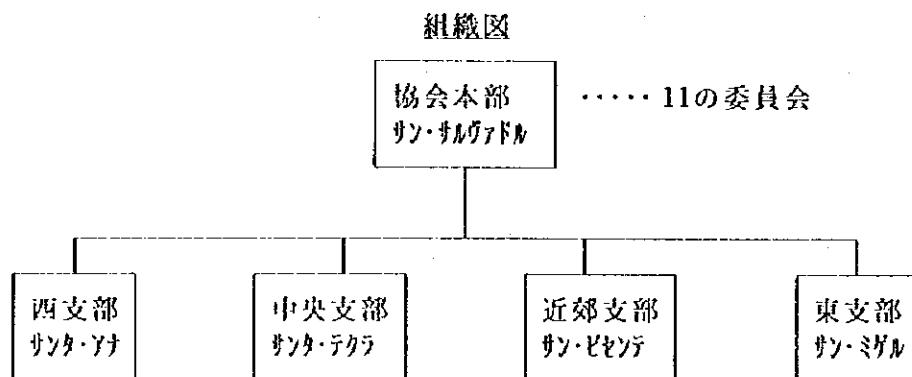
2) 看護婦協会との関係

協会としては、SODEPROEの活動に関心を持ってきている。「看護婦教育の善し悪しにより、将来の看護婦の姿が上がるので」と教育の重要性を認識し、SODEPROEの教育は、将来の教育の姿と評価し、精神的な支援をしている。

2-5 関連機関等の概要

(1) 看護婦協会

1934年に創設され、現在約1,500名の看護婦会員で構成されている。看護婦職能の強化を目的に統一と団結のための助成を行っている団体で、看護の質と向上のため、研修会・学会開催等の生涯教育を実施している。



協会本部はサン・サルヴァドルにあり、広い講堂や会議室を持ち、12名の職員と弁護士1名とで構成されている。会員よりの会費（月に30コロン）で運営されているが、研修開催費等はICNの援助にて実施しているとのことである。

SODEPROEの主だった役員は、歴代看護婦協会長を努めていた。

(2) 国立病院

全国の公立病院数は、厚生省管轄15、保険局14、国防省2、電電公社1の計32病院（ベッド数6,635床）、私立は48病院（ベッド数852床）である（1993年）。

私立病院の中には欧米並みの外科技術を持った病院もあるが、国立病院や保険病院は設備も不十分で低所得者層の人々であふれている。何故なら、厚生省管轄下の医療施設には、規定の医療費支払いシステムがなく、各医療施設が独自に設けている「任意払い」制度をとっているからである。この収益は、各医療施設において機材の維持管理・機材購入・臨時雇用費などに利用され、厚生省への納入義務はなく、収支報告をするだけでよいことになっている。

<訪問見学した3病院の概要>

1) 国立ベンジャミン・ブルーム病院 (小児病院)

サン・サルヴァドルにあり、ドイツの援助により建てられたもので、外観・内部ともきれいである。ドイツの技術者が昨年まで援助していたためか設備についても十分整備されており、ディスプレイ等の消耗品も豊富にある。

ベッド数 217 床、入院患者数 9,252 人/年、外来患者数 11 万 1,482 人/年。(CIFRAS '94) 15 病棟ある。病棟の構造は、出入口側面の中央にナース・ステーションがあり、コの字型に病室を配し、全患児を見渡せるようになっている。看護婦は、変則 3 交替制で、1 勤務時間帯に看護婦 1~2 名、准看護婦 3 名、看護助手 2 名、そして 2~3 病棟を受け持っているスーパーバイザー (看護婦) が勤務している。病院看護部には教育担当の看護婦が 2 名おり、各病棟でも院内感染などの勉強会が行われている。看護記録は各種揃い、看護の問題解決法を取り入れた記録用紙もあり、よく管理されていた。

2) 国立ロサレス病院 (総合病院)

サン・サルヴァドルにあり、105 年前ベルギーの援助で建てられてもので、国内では第一級の病院であり、大きな地震にも耐えられるようにと鉄板で組み建てられている。医療機器・消耗品とも非常に不足しており、病棟内には色々な型の古いベッドと血圧計・体温計・カードックス等があるのみで収容所といった感じの大部屋である。

ベッド数 520 床 (内科 173 床、外科 347 床)、入院患者数は内科 7,018 人/年、外科 9,153 人/年、外来患者数 15 万 9,466 人/年である。(CIFRAS '94) 34 病棟あり、1 病棟 1 室で 20~25 床ある大部屋に、看護職員が日勤帯で 5 人働いている。医学生や他の医療関係の学生の実習病院になっており、インターンの数も多い。看護職員は、スーパーバイザー 20 人、看護婦が約 100 人、准看護婦が約 300 人で、1 病棟 10 人ぐらいの看護職員が配置されている。

看護技術のレベルアップを図るため、病棟勉強会を月 1 回開催しているとのことである。病院長は、看護婦にも専門技術 (心臓外科・人口透析・ICU) を身に付けさせたいと、日本への援助を希望していた。

3) 国立サン・ミゲル病院 (総合病院)

サン・ミゲルにあり、東部地方 4 県人口 160 万人の中心となる医療機関で、16 万 3,000 人の健康管理に当たっている。

ベッド数 379 床 (内科 72 床、外科 125 床、小児科 117 床、産婦人科 65 床)、入院患者数は内科 3,965 人/年、外科 4,236 人/年、小児科 4,556 人/年、産婦人科 7,953 人/年、外来患者数 14 万 1,405 人/年である。(CIFRAS '94)

職員は約 1,200 人おり、医師約 140 人、看護職員約 340 人がいる。病院長は、質の高い看護職員の養成が必要であると考えているようである。

(3) 国立衛生研究所 (LABORATORIO CENTRAL)

国立ロサレス病院に隣接しており、以前は国立サン・サルヴァドル看護婦養成校だった建物で、1986 年の地震で崩壊放置されていたものを、1993 年 USAID の援助により検査センターとして改造された。検査機材等は、WHO の援助で充実しており、コンピューター管理されている。3 階建ての大きな施設で、看護婦養成校時代は 100 名以上の学生の宿泊施設も兼ねていたようで、

看護教育に必要な十分な広さがあった。

(4) 協力隊の活動

当国での活動は、1968年に開始され、1979年の事件以後停止されていた。1992年内戦終了に伴い協力活動が再開された。

現在21名の協力隊員がおり、教育・文化・スポーツ・農林水産分野を中心に、保健医療分野でも2名の看護婦が活動している。彼女らは、1995年9月と1996年1月に着任しており（今年の5月に1名の看護婦が着任予定）、活動場所は国立ロサレス病院と国立ベンジャミン・ブルーム病院で、2人とも自分の活動目標に向け、現在は情報収集を行っていた。

調査員事務所長よりの情報であるが、生活上の問題として、次の3点を強調された。

- ①内戦後の大量失業者による一般犯罪の増加。（治安が悪い）
- ②人口の首都集中化が起こり（20万人→50万人）、水不足が深刻化している。場所によっては、1日に2時間ぐらいしか出ない所もある。
- ③電話回線を増やしてはいるが、現在はパンク状態であり、非常事態の際の連絡網が確保しにくい。

2-6 内戦の教育への影響

1970年代後半より左翼過激派の反政府テロ活動が盛んとなった。1980年10月には統一革命本部(DUR)を中核としたファラブンド・マルティ民族解放戦線(FMLN)を結成し、ウngoの民主革命戦線(FDR)組織を中心において本格的武力闘争を開始し、内戦状態に突入した。FMLNは北部チャラテナンゴ県、東部モラサン県や都市部でテロ活動を続けていた。1984年ドウアルテ政権が発足し、同年ゲリラ側との対話を2回試みたが失敗に終わっている。1985年以降は、米国の援助による政府軍の優勢が続き、一時1万2,000人程いるとみられていたゲリラの数も、5,000~6,000人程度に減少した。

1989年6月に発足したクリスティアニ政権は、内戦の終結を最大の政策目標として、同年9月と10月にFMLNとの和平交渉を行った。しかし、11月にFMLNがサン・サルヴァドルを中心に大攻勢をかけ、1,000人以上の死者を出したことで交渉は中断した。そして1990年4月国連事務総長の介入により、クリスティアニ政権とFMLNとの対話が再開し、米国や旧ソ連の後押しもあって、1992年1月16日メキシコにおいて、ようやく「和平合意」の調印が行われた。

12年間の内戦で、7万5,000人の犠牲者、20億ドルの物的損失をしたといわれている。また、残された問題として、戦争による強い後遺症がある。例えば、内戦時、殺りくの現場をみて育った子ども達に、武器・爆弾の作り方や使い方を教えている。このような経験をしたことにより人間性を失ってしまった者が多いという。そこで、今、あらゆる教育の場において倫理の時間を多くとり、子ども達への心のケアが必要であるといわれている。（国営TV放送、政治家と教育者との討論より）

したがって、看護教育においても、人間の死の重さを強調した教育がなされようとしている。

2-7 生活環境及び治安状況

(1) 生活環境

エル・サルヴァドルの首都サン・サルヴァドルは人口 50 万人弱、政治、経済、文化の中心で、活気にあふれ、最早、内戦の影響はみられない。町はゴミもなく、一部地区を除いて清潔な印象を受けた。市内の道路は、交通量が多く、公共乗り物はバスとタクシーに限られるので交通事情は余り良いとはいえない。地方との幹線道路は舗装が整っている。

生活物資については、アメリカ風の大きなショッピングセンターやスーパーも数多くあり、衣類、雑貨等高級輸入ブランド品から現地生産のものまで品数が揃っており、食料品も豊富で、生活に困ることはない。

住宅事情も良く、安全性を考慮すると住める地区が限られてくるが、JICA の住居手当の範囲内 (1,000~2,000 US ドル) で適当な住宅を借りることができる。なお、地区によつては、近年慢性的に水不足状態が続いており、住宅を借りる際にはこの点注意が必要である。

(2) 治安状況

内戦終結後、兵力削減により 3 万人の兵士が職を失った。また、国家警察を解体し文民警察を新設したことにより 5,000 人の警官が解雇された。これにより、内戦当時 7,000 人ともいわれたグリラと合わせて 4 万人以上が職を失ったことになり、町には失業者があふれ治安を悪化させる原因となっている。加えて、これら失業者は在職当時の武器をそのまま携えており、30 万丁の武器 (ピストル) が市中に出回っているとのことである。政府はこれらの武器の回収に努力はしているものの、まだ 3 万丁程度が回収されているに過ぎない。更にグリラは内戦当時、簡単な武器や爆発物の製造法を取得しているので、これら銃や爆弾を使った凶暴な犯罪が多発している。昼間はそれほど感じないが、夜間、特に夕方 6 時から朝 6 時までは、犯罪が頻発する時間といわれ、市民は特にこの時間を警戒している。

2-8 他国の協力状況

厚生福祉省の資料によれば、1990 年から 1994 年の間に、看護教育の分野で外国から得た援助としては USAID が准看護婦の指導要綱の作成に対する技術・資金援助、また OPS/PASCAP が看護教育に関する通信教育のモジュール開発に対する技術・資金援助を行っている (詳細は、附属資料⑨准看護学校及びコースに対する国際機関の援助状況参照のこと)。

3. プロジェクト実施上の提言

1994年3月大統領となったカルデロン政権は、教育・医療・農業分野の改革と開発に重点を置き、内戦後の復興に力を注いでいる。また、同年12月高等教育法が可決成立し、質の充実を目標の現存大学45校を10～15校に絞る予定である。これに伴い、教師の質の向上を目指している。

このような政策を背景に、SODEPROEの教師達は、少しでも質の高い看護婦・准看護婦を養成したいと看護教育に意欲的に取り組んでいる。更に、現地サイドの窓口にあたる厚生省の予防医療部長は、自らコーディネーターとなることを明言しており、看護課の予算は増加させているとし、プロジェクトの関係において措置することも可能であるとの発言もみられ、協力的であり、なおかつ副大臣と直接連絡が取れる位置にある。

以上のことより、今回の事前調査の範囲内からみて、当プロジェクトの実施はエル・サルヴァドルの政策に沿った援助であり、協力時期も適当で、現地の協力態勢も良いと判断される。しかし、問題としては、厚生省から委託された看護婦養成校の性格について完全な民営化とみるか半民営化と判断するかであるが、調査団としては、現時点では半民半官の公社の性格を持つ、と考える。SODEPROE組織も発足したばかりであり、学生数の増加に伴う建物等に対する厚生省の援助は今後も必要であり、SODEPROEと厚生省との関係は将来も続くものと思われる。

また、SODEPROE中心の看護教育プロジェクトとして良いかどうかについては、今回の実態調査のみでは結論を出しにくいだが、厚生省はそのような方向で考えているようである。

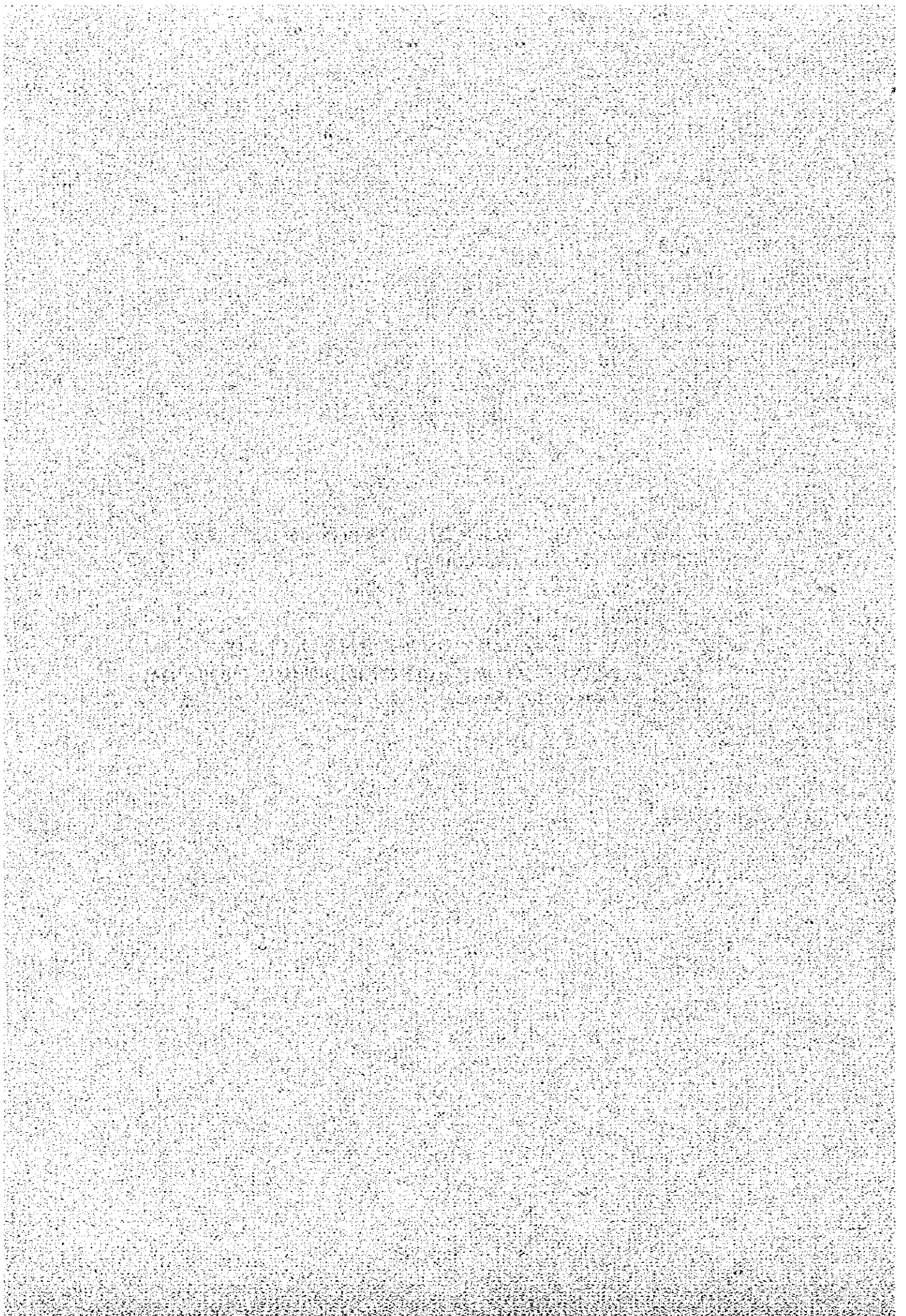
<残された調査課題>

- ①看護教育の法（学校設置基準法等）整備の進捗状況の確認
- ②国立大学薬学部看護学科及び私立の看護婦養成校の実態
- ③政府機関から民営化された他の組織・機関の実態
(例：水道局、港湾局、教育省など)
- ④国の保健医療システムと各保健医療施設のサービス内容
- ⑤各養成校が臨床実習場として利用している病院等の実態
- ⑥各養成校の教育の実態

(大学看護学科・SODEPROE 経営の養成校・私立の養成校において、学内・学外における教育の現状等)

附属資料

- ① 団長レター（英文）
- ② 厚生省と SODEPROE の業務委託契約書（西文及び翻訳文）
- ③ 厚生福祉省管轄の医療施設（1994）
- ④ 全国公・私立病院数及びベッド数（1993）
- ⑤ 地域別医師及び看護婦数
- ⑥ 公・私立の医療機関に従事する年齢別看護婦数（1994）
- ⑦ 准看護学校及びコースに対する国際機関の援助状況（1990-1994）
- ⑧ 地域別私立看護学校生徒数



① 団長レター (英文)

San Salvador, March 15, 1996

Dr. Eduardo Interiano
Minister of Public Health
and Social Welfare
Republic of El Salvador

Dear Sir;

It is my great pleasure to write you on behalf of the Japanese Preliminary Study Team organized by the Japan International Cooperation Agency. The Team visited the Republic of El Salvador from 6 to 16 of March, 1996, for the purpose of the study in regard to the request of the Technical Cooperation for the Project on the Fortification of Nursing Education in El Salvador.

During our stay in El Salvador we visited the Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Public Health and Social Welfare, three nursing schools such as Santa Ana, San Salvador, and San Miguel, and National hospitals of " Benjamin Bloom " , " Rosales " in San Salvador, " San Juan de Dios " in San Miguel. We also visited the Central Laboratory of the Health Ministry and El Salvador Nurses Association. We studied the present situation of nursing education and had a series of discussion exchanging opinions with the Salvadorian authorities such as Dra. Maria Teresa O de Rendon, Vice Minister of Foreign Affairs, Dra. Ana Maria Alfaro de Gamero, Vice Minister and Dra. Dyna Angelica de Navarro, Director of Preventive Medicine of Ministry of Public Health and Social Welfare and other officials and personnels related with the nursing education.

As the result of our study we got a lot of information about concerned areas. The Government of El Salvador including the Ministry of Public Health and Social Welfare is in process of modernization and rationalization. The administration of 3 nursing schools above mentioned had been transferred from the Ministry of Public Health and Social Welfare to the " Sociedad de Profesionales de Enfermeria, S. A. de C. V. ". According to this situation we think that the more detail study including nursing education in private nursing schools and El Salvador University and nursing services in communities is still needed to discuss the possibility of the Technical Cooperation between El Salvador and Japan. This time we will take out all the study carried out during our stay and inform it to our Government in order to analize the request of the Project from El Salvador Government.

We had a very nice impression of Salvadorian and the beautifull country and we can never forget the hospitality and kindness we recieved here.

Yours Sincerely,



Prof. Masako Yano

Leader,

Japanese Preliminary Study Team

Japan International Cooperation Agency

② 厚生省と SODEPROE の業務委託契約書 (西文及び翻訳文)



COPIA

1 NOSOTROS: ZOLA MARINA TORRES DE GUADRON, mayor de edad, Enferme-
2 ra, del domicilio de Soyapango, y EDUARDO INTERIANO, mayor de e--
3 dad, Médico, de este domicilio, actuando el primero en carácter --
4 de Representante Legal de la "Sociedad de Profesionales de Enferme-
5 ría, S. A. de C. V.", a quien en el presente Instrumento se le--
6 llamará "El Concesionario", y el segundo actuando en representa--
7 ción del Ministerio de Salud Pública y Asistencia Social, en cali-
8 dad de Ministro del ramo, a quien en lo sucesivo se le llamará --
9 "El Concedente"; conscientes de la necesidad de mejorar la cali-
10 dad de la atención de la salud de la población del país, partien-
11 do de una adecuada formación de Recursos de Enfermería, que perm-
12 ta apoyar las políticas institucionales, contribuyendo así al lo-
13 gro de sus más altos fines, y en consideración a la imperiosa ne-
14 cesidad de modernizar al Estado, Convenimos en celebrar el presen-
15 te "Contrato de Concesión de Servicio Público", el cual se registrá
16 por las oficinas, siguientes:

17 1) El Concedente encomienda al Concesionario la organización y el
18 funcionamiento de los servicios de formación de recursos que pres-
19 tan sus Escuelas de Enfermería; el Concesionario por su parte, a-
20 cepta tal encomienda bajo su cargo y responsabilidad, y actuará a
21 su propia cuenta y riesgo.

22 2) El Concesionario ejecutará la encomienda, que por este Instru-
23 mento se le otorga, bajo las condiciones siguientes:

24 A) Continuará con la formación académica y práctica de los Alum--

COPIA

1 nos inscritos actualmente en las Escuelas Nacionales de Enferme--
2 ría, sin modificar o aumentar de manera alguna la cuota monetaria
3 que aportan éstos, en concepto de contribución; no podrá además --
4 crear cuotas ni otro tipo de condiciones, diferentes a las que --
5 existen actualmente para ellos.

6 B) La formación a que se hace referencia en el literal anterior, --
7 será realizada con su propio personal y de acuerdo a los planes de
8 de estudio ya establecidos por el Concedente.

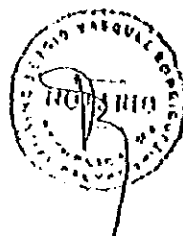
9 C) Podrá matricular Alumnos de nuevo ingreso, pactando libremente
10 con ellos o con sus Representantes el pago por los servicios que
11 reciban; esta formación será con sus propios recursos y de acuer-
12 do a sus planes y acreditaciones de estudio, debidamente aproba--
13 dos por las Autoridades competentes.

14 D) Responderá por el incumplimiento y por los daños que cause, --
15 por acciones u omisiones derivadas de este Contrato.

16 E) Admitirá incondicionalmente el control por parte del Conceden-
17 to, en cuanto a la ejecución de esta encomienda, así como también
18 los cambios a las condiciones contratadas, que éste, unilateral--
19 mente establezca.

20 F) No podrá modificar o renunciar a las condiciones contratadas, --
21 sin el consentimiento del Concedente.

22 G) Pagará de común acuerdo con el Concedente, por el uso o consu-
23 mo de servicios de agua potable, energía eléctrica y de comunica-
24 ciones que reciba, instalados en los bienes del Concedente.



COPIA

1 II) Para la prestación de los servicios, contratará libremente, su
 2 Personal Docente, Administrativo y de Servicio.

3 3) El Concedente, por su parte se obliga:


4 A). A permitir al Concesionario para la exclusiva prestación de --
 5 servicios de formación de Recursos de Enfermería en los lugares --
 6 ya establecidos, la utilización de las instalaciones, mobiliario,
 7 equipo y demás bienes pertenecientes a sus Escuelas de Enferme--
 8 ría, los cuales serán entregados bajo inventario y deberán ser de
 9 vueltos a la finalización de este Contrato, en el estado que los-
 10 recibe, es decir sin deterioro alguno, salvo aquellos causados --
 11 por el uso normal y correcto, caso contrario, responderán por los
 12 daños materiales que causen, debiendo devolver los bienes deterio-
 13 rados, para el descargo del inventario de bienes del Concedente.--
 14 La utilización de los bienes a que se obliga el Concedente en el-
 15 presente literal, es a título de compensación, por los servicios--
 16 a los que se obliga prestar el Concesionario en el numeral segun-
 17 do, literal "A" de este Contrato.

18 B) A acreditar la formación que reciben, los estudiantes que se --
 19 encuentran inscritos actualmente, en sus Escuelas de Enfermería.

20 C) A permitir la práctica de todos los estudiantes, en sus esta--
 21 blecimientos de salud, bajo condiciones que de común acuerdo se --
 22 pactarán con los Directores de los mismos.

23 4) El plazo del presente Contrato será de dos años contados a ---
 24 partir de este día. Y, a su finalización el Concesionario podrá -

COPIA

1 adquirir los bienes que el Concedente le entregue, de conformi--
2 dad a las disposiciones legales vigentes.
3 En fé de lo anterior, firmamos en un original y ^{cuatro copias} de igual texto,
4 on la Ciudad de San Salvador, a los trece días de Octubre de mil
5 novecientos noventa y cinco. Emendado: en un original y ^{cuatro copias} de igual texto.
6 Entre líneas: cuatro copias.-
7
8 *[Handwritten signature]*
9 SEÑORA, ZOILA MARINA TORRES DE CUADRON.
10
11
12 *[Handwritten signature]*
13 DOCTOR, EDUARDO VILLALBA
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24 *[Handwritten signature]* 

副本

(公証人の押印)

本契約は、ソヤパングゴに居住し、成人にして看護婦であり、以下本契約において権利譲受人と称する「看護専門家集団可変資本株式会社」の法的代表者としてのソイラ・マリーナ・トーレス・デ・グアドロンを第一の当事者とし、

当地に所在し、成人にして医師であり、以下「権利譲許者」と称する管轄官庁としての保健省を代表して行為を行うエドゥアルド・インテリアーノを第二の当事者として、両者の間で締結されたものである。両当事者は国民に対する医療業務において、制度的対策の支援につながる看護要員の適切な養成から出発して、医療体制を質的に改善し、この分野の最も高い目的の達成に寄与していく必要があることを認識しており、国を近代化する緊急の必要性を考慮して、この「公共サービス利権契約」の締結に合意した。本契約は以下の条項に規定されるものとする。

第1条—権利譲許者は権利譲受人に対し、その看護学校が行っている看護要員養成業務の編成および運営を委託する。権利譲受人は自己の責務としてこの委託を受け入れ、自己の費用負担とリスクにより活動を行うものとする。

第2条—権利譲受人は本契約によって譲渡される委託業務を、以下の条件にて実施するものとする。

- A. 権利譲受人は、国立看護学校に現在登録している生徒が納付金の名目で納めている金銭的な負担金を一切変更せず、または増額もせず、これらの生徒に対して理論および実習の教育を引き続き行うものとする。さらに、現在それらの生徒のために定められているものと異なる負担金も、また異なる種類の条件も設けることができないものとする。
- B. 前項にいう教育は権利譲受人の有する教師によって、かつ既に権利譲許者によって定められている学習計画にしたがって実施されるものとする。

- C. 権利譲受人は新しく入学してくる生徒を受け入れ、それらの新入生が受ける教育のための納付金について、生徒またはその代理人との間で自由に取り決めることができるものとする。この教育は権利譲受人がもつ独自の資源を使用し、管轄当局によってしかるべく承認された学習計画と認定方式にしたがって行われるものとする。
- D. 権利譲受人は本契約から生じる行為または怠慢に伴い引き起こされた違反および損害について、責任をとるものとする。
- E. 権利譲受人はこの委託業務の実施に関する権利譲許者による監督のほか、権利譲許者が一方的に定める契約条件の変更を無条件に受け入れるものとする。
- F. 権利譲受人は権利譲許者の同意なくして契約条件を変更できず、または契約条件を放棄できないものとする。
- G. 権利譲受人は権利譲許者の資産として設置されている飲料水、電力および通信の各サービス設備の使用またはそれらの消費について、権利譲許者との合意に基づく料金を支払うものとする。
- H. 権利譲受人は教育サービスの提供のため、自己の教師、管理者および役務要員を自由に雇い入れるものとする。

第3条—他方、権利譲許者としては以下の義務を負うものとする。

- A. 既に定められた場所における看護要員の独占的養成活動の提供を認め、その看護学校に属する施設、動産、機器およびその他の資産の使用をも権利譲受人に認める。それらの資産は資産目録に基づき引き渡されるが、本契約が終了すると、受け取った時の状態にて、すなわち正常にして正しい使用による摩耗は別として、いかなる損傷も伴わずに返却されなければならないものとする。そのように返却されない場合、引き起こした実質的な損傷について責任をとるほか、権利譲許者の資産目録から抹消するために、損傷を受けた資産は返却しなければならないものとする。本項により権利譲許者がその使用を許可しなければならないとされる資産は、本契約第2条「A」項によって権利譲受人が提供を義務づけられた教育活動に対する補償との名目で使用されるものである。
- B. 看護学校に現在登録している生徒が受ける教育を認定する。
- C. 権利譲許者の施設においてすべての生徒の実習を行うことを認める。実習はそれらの施設の長との間で合意の上、締結する条件によるものとする。

第4条一本契約の期間は本日から起算して2年間とする。契約の終了と共に、権利譲受人は権利譲許者が引き渡す資産を、現行法の規定にしたがい取得できるものとする。

上記の証として、両当事者は本契約書の原本1部および同じ文言の副本4部に署名する。

於サンサルバドル市、1995年10月13日

修正：「原本1部」はそのまま有効。行間の「副本4部」なる文字も有効である。

既婚婦人ソイラ・マリーナ・デ・グアドロン（署名）

医師エドゥアルド・インテリアーノ氏（署名）

（公証人の署名と押印）

③ 厚生福祉省管轄の医療施設 (1994)

施設名	地域							
	合計	%	西部	中部	首都圏	近県	東部	近郊
総合病院 Hospital	15	4.03	3	2	6	2	2	--
医療センター Centros de Salud 内科、外科、小児科、産婦 人科等の診療ができる。	15	4.03	2	1	1	4	7	--
診療所 Unidades de Salud 医師が常駐している。	163	43.82	50	26	29	18	40	--
診療詰所 Puesto de Salud 准看護婦が常駐し、医師が 週3回来診する。	150	40.32	16	29	--	38	67	1
地域詰所 (Puesto Comunitario) 准看護婦と何人かで健康 管理と衛生環境の改善を 行う。	26	6.99	14	--	7	3	--	--
衛生普及所 Dispensario de Salud 准看護婦のみ常駐し、衛生 知識の普及活動を行う。	3	0.81	--	--	--	--	3	--
合計	372	100%	85	58	43	65	119	1

出典：1993-1994 労働年鑑

④ 全国公・私立病院数及びベッド数 (1993)

分類	公 立								私 立	
	厚生省		保険局		国防省		電々公社			ベッド数
		ベッド数		ベッド数		ベッド数		ベッド数		
総合病院	11	2,956	11	1,388	2	300	1	90	44	724
専門病院										
—小児科	1	300	-	..	1	42
—産婦人科	1	323	1	255	-	..	1	66
—神経科	1	327	1	66	-
—精神科	1	520	1	110	-	..	2	20
計	15	4,426	14	1,819	2	300	1	90	48	852

出典：厚生福祉省 1994 年実施計画

⑤ 地域別医師及び看護婦数

	西部	中央部	首都圏	近県	東部
医師 計 2,116	354	255	980	161	366
看護婦 計 1,509	287	169	611	158	284
准看護婦 計 2,930	565	242	1172	328	623

出典：ANSAL 報告書

⑥ 公・私立の医療機関に従事する年齢別看護婦数（1994）

年齢	首都圏		中央部		近県		西部		東部		計	
	看	准	看	准	看	准	看	准	看	准	看	准
20	272	182	-	2	-	2	0	1	-	6	272	193
21- 30	309	605	27	79	12	54	7	103	39	147	394	988
31- 40	139	435	13	50	16	47	47	116	39	77	254	725
41- 50	27	277	10	16	9	12	30	74	19	58	95	437
51 以上	7	77	3	4	1	5	19	25	1	11	31	122
計	754	1576	53	151	38	120	103	319	98	299	1046	2465

出典：厚生省看護課

⑦ 准看護学校及びコースに対する国際機関の援助状況 (1990-1994)

国際機関名	技術援助	資金援助
USAID	- 准看護婦職務概要作成指導	- 教育管理及び技術のコース開発資金
OPS (パンアメリカン 保健機構)	- 通信教育のモジュール開発・ 作成の応用手法に対する技術 指導	<ul style="list-style-type: none"> - 以下の啓蒙資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育の教師及び受講生 ・ 厚生省の看護学校で教える看護婦 ・ 教授法の研修コース - 看護学校の司書に対する司書コース - 看護学及びその他医療関係図書 の供与 - 教材の購入 - 厚生省の全ての看護学校が恩恵 を受けた - 国内のコースに対する援助資金

⑧ 地域別私立看護学校生徒数

地域	生徒数
首都圏	124
東部	8
西部	11
近県	10
中央部	10
計	163

出典：中央看護課

JICA